

東海市遠隔手話サービス利用規約

1 サービスの提供

- (1) サービスの提供日及び提供時間は、東海市役所社会福祉課に手話通訳者が設置されている日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) サービスは、東海市が直接実施するものとし、手話通訳者が対応する。

2 サービスの利用について

(1) サービスの内容

このサービスは聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活または社会生活を営む方（以下「ろう者」という。）がビデオ通話機能を利用して、手話通訳者との通話を提供するもの。

(2) サービスの利用条件

次に掲げるようなサービスは提供できないものとする。

ア 商用もしくはそれに類する目的のもの

イ おおむね15分を超えるものや多頻度の利用のもの

ウ 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と東海市が判断するもの
これらの状況が続く場合には、利用登録の取り消しをする場合がある。

3 サービスの利用対象者

サービスを利用できる者は、東海市内に居住するろう者とする。

4 サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は、本規約に同意の上、事前に利用登録をしなければならない。

5 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とする。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料等は、利用者負担とする。

6 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用できるソフトウェアは、無料で使用することができ、個人情報登録する必要のない「SkyPhone」を利用登録するものとし、利用者は自分でそれらを使用できる環境を整えるものとする。

7 その他

このサービスは、次の事情がある場合において、サービスの提供ができない場合がある。

ア 通信状況が悪い場合

イ 設置手話通訳者が、外出中や直接来庁した方を対応中の場合

ウ その他、自然災害等何らかの事情が生じた場合